

**町長**

農家数の減少や高齢化に伴い、耕作放棄地及び農業用施設であるハウスの遊休化、特に基盤整備がなされていない集落内の農地の作付放棄、遊休化が目立っており、総体的な農業の活力低下が懸念されている。

このような中、遊休化したハウスでのいちご栽培やくるるん周辺での野菜栽培等、町外からの新規就農希望の問い合わせがあつている。

町にとつても、意欲ある新規就農希望者は、高齢化が進む中、将来の担い手になり得る貴重な地域資源であるので、定住に向けての施策を展開する必要があると考えている。

しかし現状は、新規就農希望者対策としての、未利用ハウスや空き家利用等、有効活用ができていない。

提案いただいた空き家利用をはじめ、未利用ハウスや遊休農地等の情報データベース化を図り、意欲ある新規就農者の定住促進を支援しながら、活力ある農業の振興に努めていきたい。

**問**

新規就農者に対して農地法の問題は。

**産業振興課長**

農地法では、所有権、賃借権等を取得しようとする場合は、取得後の面積が50a以上とされており、大木町においては、農地法の省令に基づき、農地所有権等の取得後の面積を40a以上としている。

面積については、省令に基づいた面積の他に新規就農者を促進するために適当と認められる面積がある。この面積を設定する要件として、耕作放棄地や不作付地が相当程度あることとされており、今後増加傾向にあるのでその推移をみながら再度検討していきたい。

**問** 新規就農者に対して住宅を提供した場合の軽減措置は。

固定資産税の軽減措置については、借家を提供している方への助成であり、その奨励措置については、

その制度の有効性があると考えている。本町においても、新規就農者への就農奨励金、就農開始資金、生活支援等の制度の創設を検討すべきではないかと思つている。

**問** 企業が農業に新規参入するとうような状況はあるのか。

**産業振興課長**

企業参入の件については、農地法の改正により、一般企業でも一定の条件が揃えば農地を借れる。本来農地というものは食糧生産だけではなくて、環境や国土の保全、住民の就業の場、伝統や文化を育む地域の共有財産ということで位置づけられている。そこに利益のみを追求する企業が参入し、利益が出ないという状況になったときにすぐ撤退してしまうという状況になると考えられる。

そうした中、容易に企業の参入を認めることはかなり問題があるが、要件さえ整えば参入できるという状況にあるので、慎重に対応し、農地法で

制限が設けられている誓約書又は確約書等を取りながらその制限を参入する企業に対し、しつかり理解をしてもらい進めなければならぬ。

**町長**

農地法の中でも制限を加えることができるので、JAとも具体的に協議をし、何らかの対応策を考えていきたい。



アスパラ収穫のようす

そこで民生委員、社会福祉協議会、シルバー人材センター等の相互協力による大木町独自の介護ボランティア制度の設立が必要であると思われるが対策は。

**町長**

少子高齢化や核家族化の進行などに伴い、家庭の介護力の低下等、家庭を取り巻く環境が大きく変化する中、多岐にわたる生活問題に対応していくためには、公的な取り組みだけでは限界があり、住民や団体をはじめ、多くの主体が福祉活動の担い手として各種の活動に自主的に参画する地域福祉の推進が必要である。

マニフェストにおいても、高齢者の出番づくりをビジョンの一つに掲げ、元気な高齢者の皆さんがいっきいきと活動できる出番づくりを積極的に創り出し、健康長寿のまちづくりを進めたい。

**問**

高齢化に伴う介護ボランティアの仕組み作りについて、本町としても高齢化対策が必要と思われるが、財政上ではきめ細やかな対策は難しいと思われる。

**問**

社会福祉協議会やシルバー人材センターは、収益事業に取組めるのか。

**健康福祉課長**

社会福祉協議会では、定款の変更等が必要であり、理事・評議員の賛同を得ればできる。また、シルバー人材センターについては、高齢者の生きがいや社会参加の推進を図るといった観点から、定款等の変更なしで取組める。

**問**

シルバー人材センターには、集落にかなり会員としておられるが、この方が社会福祉協議会の一部を担った事業をすることはできないか。

**健康福祉課長**

シルバー人材センターと社会福祉協議会との協議が整えば担っていくと思う。

**問**

前回の一般質問において、アクアスを有効利用し生きがいや健康増進をするための仕組みづ



アクアスプール教室

**健康福祉課長**

霧島市における介護ボランティア制度の議員研修に同行し研修をさせていただいた。

その内容については、介護保険の1号被保険者である65歳以上の高齢者で、介護保険料を納入されており、更に介護保険サービス等を利用されていない元気な高齢者が市にボランティアの登録を行い、ボランティア施設や団体等として、市に登録された施設等において活動を行った場合に、活動の対価として、ポイントが付与され、そのポイント数に応じて現金と交換できる制度である。1時間の活動につき100ポイントが付与されるが、上限として、1日200ポイントまで、1年間で最大5千ポイントまでとなっている。

このポイントは、100ポイントを100円に換算して現金が交付されるため、最大で1年間で5千円の交付を受けることができることから、介護保険料の納付に対するメリットがあるということ。なお、この制度は、介護保険

法の規定に基づき、地域支援事業交付金を財源として実施されている。

更に、この制度により、元気な高齢者のボランティア活動への参加を促し、地域内の高齢者相互の助け合い、世代間交流としての、子育て支援等が活性化することにより、高齢者が社会参加、地域貢献ができるなどと共に、生きがいづくりや健康増進、介護予防を促進することを目的としていることである。

本町における介護予防事業については、保健師や看護師、健康棟スタッフによる介護予防教室や地域巡回健康相談、個別保健指導、更には社会福祉協議会と協力し「ふれあいいきいきサロン」を立ち上げる等、高齢者の居場所づくりや介護予防及び健康づくりの取り組みを進めている。

民生委員については、援助を必要とする者がその能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと等が職務と

なつている。

また、社会福祉協議会について、定款において、社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の増進を図ることが目的とされている。

シルバー人材センターの定款においては、高齢者の就業を援助して、高齢者の生きがいの充実、社会参加の促進を図ることにより、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりにより、寄与すること等の目的が定められている。

社会福祉協議会及びシルバー人材センターについては、法人の形態や定款に掲げている目的等は異なつているが、社会福祉の活動の活性化と高齢者の能力を活用するという観点から、昨年より町と社会福祉協議会及びシルバー人材センターにおいて、何か協力し合えるものはないかということ、会議を実施している中で、その会議の中において検討を行いたい。